



### 対象となる遺言書

保管の申請の対象となるのは、**民法第968条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書(自筆証書遺言)のみ**です(法第1条)。

遺言書は、**封のされていない法務省令で定める様式に従って作成されたもの**でなければなりません(法第4条第2項,省令第9条(別記第1号様式))。

#### 別記第1号様式

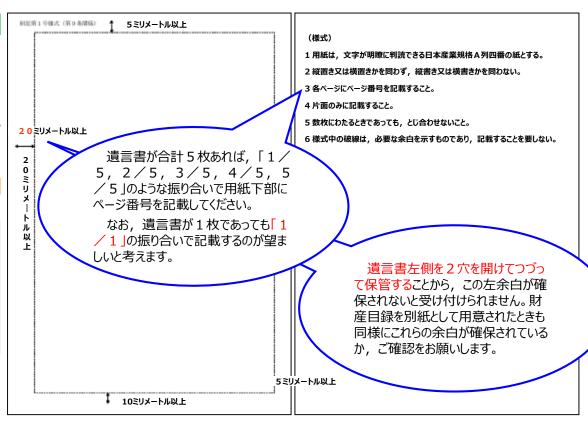


- ・民法第968条に定める自筆証書遺言であること。
- ・封のされていない遺言書であること。
- ・法務省令で定める様式であること。※経過措置あり

次ページ参照

#### 遺言書の検認不要

・遺言書保管所に保管されている遺言書については、遺言書の検認(民法第1004条第1項)の規定は適用されない(遺言書保管法第11条)ので、家庭裁判所での検認手続は不要となります。







### 経過措置(省令附則第2条)

以下に掲げる事項にいずれも該当する遺言書が対象となります。

- ◆この省令の施行前(令和2年7月9日以前)に作成された遺言書であること。
- ◆長辺方向の余白がいずれも20ミリメートル以上あること。





### 経過措置の期間

この省令の施行の日(令和 2年7月10日)から**6か月** を経過する日までの間

※令和3年1月9日までの間

#### 経過措置により緩和される部分

◆別記第1号様式備考第1号

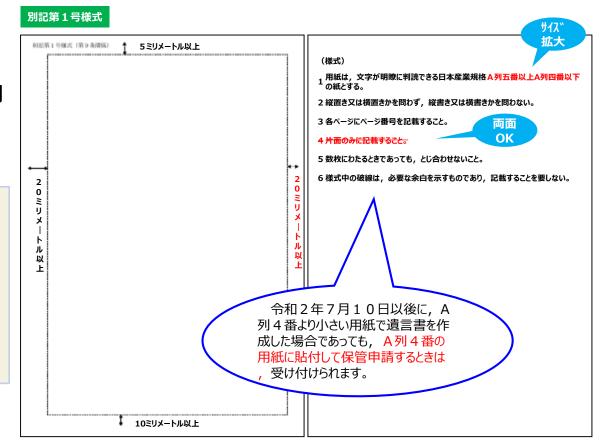
「日本産業規格A列5番以上A列4番以下」

A列5番 (148mm×210mm)

B列5番 (182mm×257mm)

A列 4番 (210mm×297mm)

◆別記第1号様式備考第4号 適用しない。



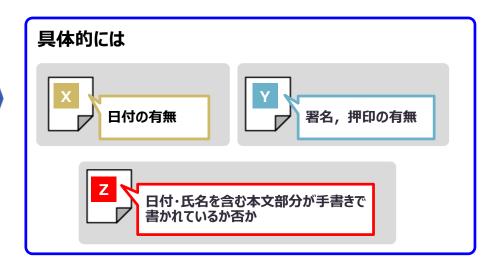




## 遺言書の確認

遺言書保管官は、申請に係る遺言書が、自筆証書遺言の方式である、民法第968条の定める方式に適合するか否かについて外形的な確認を行います。







民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年7月6日成立。)のうち自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、平成31年1月13日に施行され、同日以降に自筆証書遺言をする場合には、新しい方式に従って遺言書を作成することができるようになりました。

次ページ参照



しかしながら、同日よりも前に、新しい方式に従って作成した自筆証書遺言は、相続開始が施行日後の場合でも旧法が適用され、その遺言は無効となります(民法附則第6条)。



# 🜳 3 自筆証書遺言書の様式



### 法務省ホームページ

※注意書(吹き出し等)は実際のHPにはありません。

1 遺言書本文(全て自書しなければならないものとする。)

本文

清 主

- 1 私は、私の所育する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎 (昭和○年○月○日生)に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎 (昭和○年○月○日生)に相続させる。
- 3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の 財産を、妻甲野花子(昭和○年○月○日生)に相続させる。
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○

堂 弁護士

氏 名 丙山 太郎

生年月日 昭和〇年〇月〇日

注意

平成31年2月1日。

日付

平成31年1月13日 以降の日付か否か 「吉日I×

本文は全て自書

住所 東京都千代田邑霞が関1丁目1番1号

※連名不可 甲 野 太 郎

署名

押印

民法第975条

・遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができない。

2 別紙目銭(署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。

物件等目録

署名のみ自書

第1 不動産 1 土地

OO☆OO区OO町OT日

地 - 8 〇番〇 地 積 〇〇平方メートル

建物

所 在

○○市○○区○○町○丁目○番地○

家屋番号

槽 造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1階 ○○平方メートル 2階 ○○平方メートル

3 区分所有権

1棟の建物の表示

所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○

建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋 番号 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番の〇〇

建物の番号 〇〇 床 面 積 ○階部分 ○○平方メートル

敷地権の目的たる土地の表示

土地の符号 1

所在財地番 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇 地 日 宅地

地 積 〇〇平方メートル

敷地権の表示

土地 の 符号 1 敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 〇〇〇〇〇分の〇〇〇

第2 預貯金

1 〇〇銀行〇〇支店 普通預金

口座番号 〇〇〇

※自書によらない記載が裏面にあれ 2 通常貯金

ば, 裏面にも署名, 押印が必要 巻 号 000

甲野太郎@

署名

押印

#### 民法第961条

・15歳に達した者は、遺言をすることができる。





### 法務省ホームページ(相続財産目録)

※注意書(吹き出し)は実際のHPにはありません。

普通預金通帳	〇銀行 O支店
おも前 法 務 五 郎	搽
G TS	□座番号
*	通帳のコピー
id s	考 五 郎 ⑰

通帳の全葉(金額の増減部分)がコピーされていなくとも、 遺産が特定できればよいと考えられます。



#### 注意

登記事項証明書であっても,数葉にわたる場合,毎葉に 署名・押印が必要



※自書によらない記載が裏面にあれば、裏面にも 署名,押印が必要

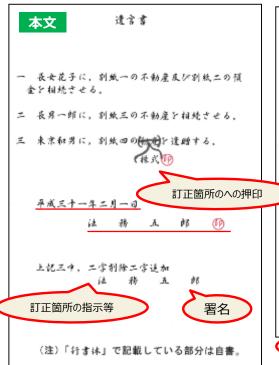


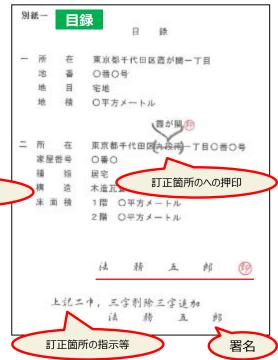




## 法務省ホームページ (遺言書の訂正)

※注意書(吹き出し等)は実際のHPにはありません。





※自書によらない記載が裏面にあれば、裏面にも 署名、押印が必要



・自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、 日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。



#### 民法第968条第2項

- ・前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、 その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。
- ※自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面

#### 民法第968条第3項

下線部分追加

・自筆証書<u>(前項の目録を含む。)</u>中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。





(自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、平成31年1月13日に施行されたことの周知)



## 法務省ホームページ(Q&A)

※回答内容は一部省略しています。

#### Q1 改正の概要はどのようなものですか?

自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録(以下「**財産目録**」といいます。)を添付するときは、その**目録については自書しなくてもよい**ことになります。

#### Q 2 財産目録はどのようなときに作成するのですか?

遺言者が**多数の財産について遺贈等をしようとする場合**には、例えば、本文に「別紙財産目録1記載の財産をAに遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産をBに相続させる。」と記載して、別紙として財産目録1及び2を添付するのが簡便です。

#### Q3 財産目録の形式に決まりはありますか?

**書式は自由**で、遺言者本人が**パソコン**等で作成してもよいですし、遺言者以外の人が作成することもできます。また、例えば、土地について**登記事項証明書**を財産目録として添付することや、預貯金について**通帳の写し**を添付することもできます。

#### O 4 財産目録への署名押印はどのようにしたらよいのですか?

遺言者は、<u>自書によらない財産目録を添付する場合には、その「毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、</u> その**両面)**」に**署名押印**をしなければならないものと定めています。押印について特別な定めはありませんので、**本文で用いる印鑑とは異なる印鑑を用いても構いません**。

#### O 5 財産目録の添付の方法について決まりはありますか?

自筆証書に財産目録を添付する方法について、**特別な定めはありません**。したがって、本文と財産目録とをステープラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言書の一体性を明らかにする観点からは望ましいものであると考えられます。

#### Q 6 自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合にはどのようにしたらよいのですか?

自書による部分の訂正と同様に、<u>遺言者が、変更の場所を指示して、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その</u>変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないこととされています。